

楽天モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

(下線が改定部分)

変更箇所	変更前	変更後
<p>第7条 (契約申込みの方法)</p>	<p>1~2 (略)</p>	<p>1~2 (略) 3 <u>当社が第1項の申込みを承諾するか否かを判断するにあたり必要と認める場合は、申込者に対し、前項に定める資料のほか、当社が指定する書面その他の資料の提出を求めることができるもの</u>とします。</p>
<p>第8条 (本契約の申込みの承諾)</p>	<p>1~2 (略) 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、申込者が次のいずれかに該当する場合は、提供するサービスの範囲を制限、又はその契約の申込みを不承諾若しくは保留する場合があります、申込者はこれをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>(1) <u>第7条(契約申込みの方法)に基づく書類の提出がない場合、又は、同条に基づき提出された契約申込書若しくは送信された契約申込書式、又はその確認のための書類に事実を反する記載がある場合又は手続き上の不備がある場合</u></p> <p>(2) 本人確認(当社が別途定める方法により、契約者情報(氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報をいいます。以下同じとします。)の確認を行うことをいいます。以下同じとします。)ができない場合</p> <p>(3) 申込みにあたり届出されたクレジットカードが提携先カード会社より無効扱いの通知を受けた場合</p>	<p>1~2 (略) 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、申込者が次のいずれかに該当する場合<u>その他正当な理由</u>がある場合は、提供するサービスの範囲を制限、又はその契約の申込みを不承諾若しくは保留する場合があります、申込者はこれをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>(1) <u>前条に定める方法に基づかない申込みの場合その他手続き上の不備がある場合、又は、同条に基づき提出された契約申込書、送信された契約申込書式若しくはその確認のための書類に事実を反する記載がある場合(前条第3項に基づき当社が資料提出を求めたにもかかわらず、これが提出されない場合、又は、提出された資料が不十分である場合等を含みます。)</u></p> <p>(2) 本人確認(当社が別途定める方法により、契約者情報(氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報をいいます。以下同じとします。)の確認を行うことをいいます。以下同じとします。)ができない場合<u>(提出された書類が真正に作成されたものではないおそれ若しくは不実の内容を含むおそれがあること等により本人確認を適切に行うことができない場合を含みます。)</u></p> <p>(3) 申込みにあたり<u>申告された支払方法が、手続き上の不備等により使用できない場合、他人名義である等申込者が使用する権限を有しない場合、その他不正な手段である場合、又はこれらのおそれがある場合(届出されたクレジットカードが提携先カード会社より無効扱いの通知を受けた場合、当該クレジットカードの名義人と前2号に</u></p>

	<p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>楽天株式会社（以下「楽天」といいます。）並びにその子会社及び関連会社（以下楽天と併せて「楽天グループ」といいます。）の提供するサービスに関する契約約款等に違反したことがある場合</u></p> <p>(8) ~ (14) (略)</p>	<p><u>より特定された申込者との間の人格の同一性に齟齬がある場合を含みますが、これらの場合に限りません。）</u></p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>楽天グループ株式会社並びにその子会社及び関連会社（以下、これらを総称して「楽天グループ」といいます。）の提供するサービスに関する契約約款等に違反したことがある場合</u></p> <p>(8) ~ (13) (略)</p> <p>(14) <u>本約款に定める契約者の義務に違反するおそれがある場合</u></p> <p>(15) (略)</p>
<p>第 15 条 (当社が行う契約の解除等)</p>	<p>1 当社は、第 35 条（利用停止）の規定により本サービスの利用の停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本契約を解除することができます。</p> <p>2 当社は、契約者が第 35 条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除することができるものとします。</p> <p>3~8 (略)</p> <p>9 <u>契約者が、本サービス利用の意志が無いにも関わらず本契約を締結したことにより、当社に損害が生じた場合、当社は、契約者に対して、別途当社が損害相当額として定める金額の支払いを請求することができます。また、本項に該当すると当社が合理的に判断した場合、当社は原則として本サービスの支払い手段として契約者が登録している支払い手段により当該損害金の徴収を行うものとします。</u></p>	<p>1 当社は、第 35 条（利用停止）の規定により本サービスの利用の停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合又は解消できないことが明らかである場合は、本契約を解除することができます。</p> <p>2 当社は、契約者が第 35 条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき又は当社若しくは第三者に生じるおそれのある損害を回避するため他に合理的な手段がないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除することができるものとします。</p> <p>3~8 (略)</p> <p>(削除)</p>

<p>第 15 条 の 4 (特 定接続契 約申込の 承諾)</p>	<p>1~2 (略)</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その特定接続契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 第 65 条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反するおそれがあるとき。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p>1~2 (略)</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その特定接続契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 第 66 条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反するおそれがあるとき。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>
<p>第 19 条 (国際電 話サービ ス)</p>	<p>1 当社又は別表 5 で定める当社が指定する楽天グループ (以下当社又は当該楽天グループを「当社等」といいます。) は、本約款、国際電気通信連合憲章 (平成 7 年条約第 2 号)、国際電気通信連合条約 (平成 7 年条約第 3 号)、条約附属国際電気通信規則 (平成 2 年 6 月郵政省告示第 408 号)、国際海事衛星機構 (インマルサット) に関する条約 (昭和 54 年条約第 5 号) 及び電気通信事業法その他の法令の規定により国際電話サービスを提供します。本契約の申込みの承諾をもって、本約款第 18 条第 2 項の規定に基づいて、当社等との間で国際電話契約を締結したこととみなされます。国際電話契約の内容は、本条にある他、特段の定めがない限り、本約款の規定に準じるものとします。</p> <p>2 国際電話サービスは、本邦発信のダイヤル通話 (通話の相手までの接続が交換取扱者を介さずに自動的に行われる通話をいいます。) に限り行うことができます。国際電話サービスが利用できる地域その他の条件は、当社等が別途ウェブサイト等で定めるとおりとします。但し、当社の業務運営上その他のやむを得ない理由により予告なく一部の地域へのサービスの取扱いを中止、変更し、またその条件を変更することがあります。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 1 項の規定により国際電話契約を締結した契約者は、当社が提供する国際電話サービスを利用したときは、料金表又は当社等が別途ウェブサイト等において定めるところにより、その料金の支払いを要することとなります。</p> <p>5 契約者は、国際電話サービスの利用により生じた債権を当社が譲受け、その債権額を本サー</p>	<p>1 当社は、本約款、国際電気通信連合憲章 (平成 7 年条約第 2 号)、国際電気通信連合条約 (平成 7 年条約第 3 号)、条約附属国際電気通信規則 (平成 2 年 6 月郵政省告示第 408 号)、国際海事衛星機構 (インマルサット) に関する条約 (昭和 54 年条約第 5 号) 及び電気通信事業法その他の法令の規定により国際電話サービスを提供します。本契約の申込みの承諾をもって、本約款第 18 条第 2 項の規定に基づいて、当社との間で国際電話契約を締結したこととみなされます。国際電話契約の内容は、本条にある他、特段の定めがない限り、本約款の規定に準じるものとします。</p> <p>2 国際電話サービスは、本邦発信のダイヤル通話 (通話の相手までの接続が交換取扱者を介さずに自動的に行われる通話をいいます。) に限り行うことができます。国際電話サービスが利用できる地域その他の条件は、当社が別途ウェブサイト等で定めるとおりとします。但し、当社の業務運営上その他のやむを得ない理由により予告なく一部の地域へのサービスの取扱いを中止、変更し、またその条件を変更することがあります。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 1 項の規定により国際電話契約を締結した契約者は、当社が提供する国際電話サービスを利用したときは、料金表又は当社が別途ウェブサイト等において定めるところにより、その料金の支払いを要することとなります。</p> <p>(削除)</p>

ビスの料金に合算して請求することにあらかじめ同意していただきます。この場合において、当社等は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。当社は、本項の規定により譲受けた債権を本サービスの料金とみなして取扱います。当社が譲受けた債権については、第 49 条（割増金）、第 50 条（延滞利息）及び料金表その他本約款の規定に準じて取扱います。

6 当社等は、契約者が当社に支払うべき国際電話サービスの通話料の 1 の料金月における通話料（1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の累計額について、限度額（以下「国際電話利用限度額」といいます。）を設定することができます。国際電話利用限度額の金額は、当社等が別途定める額とします。当社等は、国際電話サービスの料金その他の債務の支払状況に応じて、設定された国際電話利用限度額をより低額の限度額へ変更を行うことがあります。

7 前項に規定する通話料の 1 の料金月における累計額が国際電話利用限度額を超えたことを当社等が確認したときは、当社等は、その確認をした日を含む当該料金月までの間、その契約者回線から国際電話サービスの利用を停止することができ、支払いがされるまでの間は利用停止措置を継続することができるものとします。なお、当社等は、利用を停止する義務を負うものではないものとします。

8 当社等は、前項の規定によるほか、当社等が別途定める時間における国際電話サービスの利用に係る額が国際電話利用限度額を超えたことを当社等が確認したときは、直ちに、国際電話サービスの利用を停止することができます。なお、当社等は、利用を停止する義務を負うものではないものとします。

9（略）

10 国際電話サービスを利用できなかったことに伴い発生する損害については、当社等は、第 58

5 当社は、契約者が当社に支払うべき国際電話サービスの通話料の 1 の料金月における通話料（1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の累計額について、限度額（以下「国際電話利用限度額」といいます。）を設定することができます。国際電話利用限度額の金額は、当社が別途定める額とします。当社は、国際電話サービスの料金その他の債務の支払状況に応じて、設定された国際電話利用限度額をより低額の限度額へ変更を行うことがあります。

6 前項に規定する通話料の 1 の料金月における累計額が国際電話利用限度額を超えたことを当社が確認したときは、当社は、その確認をした日を含む当該料金月までの間、その契約者回線から国際電話サービスの利用を停止することができ、支払いがされるまでの間は利用停止措置を継続することができるものとします。なお、当社は、利用を停止する義務を負うものではないものとします。

7 当社は、前項の規定によるほか、当社が別途定める時間における国際電話サービスの利用に係る額が国際電話利用限度額を超えたことを当社が確認したときは、直ちに、国際電話サービスの利用を停止することができます。なお、当社は、利用を停止する義務を負うものではないものとします。

8（略）

9 国際電話サービスを利用できなかったことに伴い発生する損害については、当社は、第 58 条

	<p>条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定に定める限度（損害賠償額の算定にあたっては、通話料及びデータ通信に関する部分を除きます。）で責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。</p>	<p>（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定に定める限度（損害賠償額の算定にあたっては、通話料及びデータ通信に関する部分を除きます。）で責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。</p>
<p>第 20 条 （国際アウトローミング）</p>	<p>1 契約者は、当社等が提供する国際アウトローミング（外国の電気通信事業者が、SIM カード等を装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。本契約の申込みの承諾をもって、本約款第 18 条第 2 項に定める付加機能として、当社等との間で国際アウトローミングにかかる契約を締結したとみなされます。国際アウトローミングにかかる契約は、本条に定めがある他、特段の定めがない限り、本約款の規定に準じるものとします。</p> <p>2 国際アウトローミングが利用できる地域その他の条件は、当社等が別途ウェブサイト等で定めるとおりとします。但し、当社等の業務運営上その他のやむを得ない理由により予告なく一部の地域へのサービスの取扱いを中止、変更し、またその条件を変更することがあります。また、外国の電気通信事業者が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、屋内、山間部等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。</p> <p>3（略）</p> <p>4 契約者は、前項の規定により国際アウトローミングを利用したときは、料金表又は当社等が別途ウェブサイト等で定めるところにより国際アウトローミング利用料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量又は通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は当社等の機器により測定します。</p> <p>5 契約者は、国際アウトローミングの利用により生じた債権を当社が譲受け、その債権額を本サービスの料金に合算して請求することにあら</p>	<p>1 契約者は、当社が提供する国際アウトローミング（外国の電気通信事業者が、SIM カード等を装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。本契約の申込みの承諾をもって、本約款第 18 条第 2 項に定める付加機能として、当社との間で国際アウトローミングにかかる契約を締結したとみなされます。国際アウトローミングにかかる契約は、本条に定めがある他、特段の定めがない限り、本約款の規定に準じるものとします。</p> <p>2 国際アウトローミングが利用できる地域その他の条件は、当社が別途ウェブサイト等で定めるとおりとします。但し、当社の業務運営上その他のやむを得ない理由により予告なく一部の地域へのサービスの取扱いを中止、変更し、またその条件を変更することがあります。また、外国の電気通信事業者が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、屋内、山間部等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。</p> <p>3（略）</p> <p>4 契約者は、前項の規定により国際アウトローミングを利用したときは、料金表又は当社が別途ウェブサイト等で定めるところにより国際アウトローミング利用料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量又は通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は当社の機器により測定します。</p> <p>（削除）</p>

はじめ同意していただきます。この場合において、当社等は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。当社は、本項の規定により譲受けた債権を本サービスの料金とみなして取扱います。当社が譲受けた債権については、第 49 条（割増金）、第 50 条（延滞利息）及び料金表その他本約款の規定に準じて取り扱います。

6 当社等は、契約者が当社に支払うべき国際アウトローミングに係る料金の 1 の料金月における料金額の累計額について、限度額（以下「国際アウトローミング利用限度額」といいます。）を設定することができます。国際アウトローミング利用限度額の金額は、当社等が別途定める額とします。当社等は、国際アウトローミングの料金その他の債務の支払い状況に応じて、設定された国際アウトローミング利用限度額をより低額の限度額へ変更を行うことがあります。

7 前項に規定する通話料の 1 の料金月における累計額が国際アウトローミング利用限度額を超えたことを当社等が確認したときは、当社等は、その確認した日を含む当該料金月までの間、国際アウトローミングの利用を停止することができます。支払がされるまでの間は利用停止措置を継続することができるものとします。なお、当社等は、利用を停止する義務を負うものではないものとします。

8 当社等は、前項の規定によるほか、当社等が別途定める時間における国際アウトローミングの利用に係る額が国際アウトローミング利用限度額を超えたことを当社等が確認したときは、直ちに、国際アウトローミングの利用を停止することができます。なお、当社等は、利用を停止する義務を負うものではないものとします。

9（略）

10 当社等は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第 58 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定に定める限度（損害賠償

5 当社は、契約者が当社に支払うべき国際アウトローミングに係る料金の 1 の料金月における料金額の累計額について、限度額（以下「国際アウトローミング利用限度額」といいます。）を設定することができます。国際アウトローミング利用限度額の金額は、当社が別途定める額とします。当社は、国際アウトローミングの料金その他の債務の支払い状況に応じて、設定された国際アウトローミング利用限度額をより低額の限度額へ変更を行うことがあります。

6 前項に規定する通話料の 1 の料金月における累計額が国際アウトローミング利用限度額を超えたことを当社が確認したときは、当社は、その確認した日を含む当該料金月までの間、国際アウトローミングの利用を停止することができ、支払がされるまでの間は利用停止措置を継続することができるものとします。なお、当社は、利用を停止する義務を負うものではないものとします。

7 当社は、前項の規定によるほか、当社が別途定める時間における国際アウトローミングの利用に係る額が国際アウトローミング利用限度額を超えたことを当社が確認したときは、直ちに、国際アウトローミングの利用を停止することができます。なお、当社は、利用を停止する義務を負うものではないものとします。

8（略）

9 当社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第 58 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定に定める限度（損害賠償額の算定に

	<p>額の算定にあたっては、通話料及びデータ通信に関する部分を除きます。)で責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。</p>	<p>あたっては、通話料及びデータ通信に関する部分を除きます。)で責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。</p>
<p>第 24 条 (SIM カードの返還等)</p>	<p>当社から SIM カードの貸与を受けている契約者は、次のいずれかに該当する場合には、SIM カードを速やかに契約者の責任と費用負担をもって当社が指定するサービス取扱所に返還、<u>または</u>当社の指示に従ってその SIM カードに切り込みを入れこれを破棄していただきます。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>当社から SIM カードの貸与を受けている契約者は、次のいずれかに該当する場合には、SIM カードを速やかに契約者の責任と費用負担をもって当社が指定するサービス取扱所に返還、<u>又は</u>当社の指示に従ってその SIM カードに切り込みを入れこれを破棄していただきます。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>
<p>第 35 条 (利用停止)</p>	<p>1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することができます。</p> <p>(1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できていないときを含みます。以下この条において同じとします。）</p> <p>(2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の本サービス又は他の電気通信サービスの利用において、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない場合</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 第 66 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反し<u>又は</u>違反するおそれがある場合第 71 条（契約者確認）<u>及び</u>第 72 条（当社の求めによる書類の提出）の規定に違反した場合</p> <p>(7) ~ (10) (略)</p> <p>(11) ~ (18) (略)</p> <p>2 当社は、前項の各規定により本サービスの利</p>	<p>1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの<u>全部又は一部</u>の利用を停止することができます。</p> <p>(1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できていないときを含みます。以下この条において同じとします。）<u>又はそのおそれがある場合</u></p> <p>(2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の本サービス又は他の電気通信サービスの利用において、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない場合<u>又はそのおそれがある場合</u></p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 第 66 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反し<u>若しくは</u>違反するおそれがある場合<u>又は</u>第 71 条（契約者確認）<u>若しくは</u>第 72 条（当社の求めによる<u>是正等及び資料等</u>の提出）の規定に違反した場合</p> <p>(7) ~ (10) (略)</p> <p><u>(11) 契約者以外の第三者が本サービスを利用している蓋然性が高い場合。但し、本約款の規定に基づく場合その他の正当な理由がある場合を除きます。</u></p> <p>(12) ~ (19) (略)</p> <p>2 当社は、前項の各規定により本サービスの全</p>

	<p>用を停止するときは、本約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送又はメール等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。但し、<u>緊急やむを得ない場合や契約者が届け出た連絡先に連絡がつかない場合は、この限りではありません。</u></p> <p>3～4（略）</p>	<p>部又は一部の利用を停止するときは、本約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送又はメール等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。但し、<u>当社若しくは第三者の損害を避けるため緊急の必要性がある場合、又は、契約者が届け出た連絡先に連絡がつかない場合その他のやむを得ない場合は、この限りではありません。</u></p> <p>3～4（略）</p>
<p>第 39 条 （通信利用の制限）</p>	<p>1（略）</p> <p>2 当社は、前項の規定によるほか、円満な電気通信の提供の確保又は契約者の利益のため、次の措置を執ることがあります。</p> <p>(1) ～ (4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>3～7（略）</p>	<p>1（略）</p> <p>2 当社は、前項の規定によるほか、円満な電気通信の提供の確保又は契約者の利益等のため、次の措置を執ることがあります。</p> <p>(1) ～ (4)（略）</p> <p>(5) <u>前号の規定によるほか、第 35 条第 1 項各号の事由に該当する場合に、その契約者回線に係る通信の速度等を制限する措置</u></p> <p>(6)（略）</p> <p>3～7（略）</p>
<p>第 43 条 （通話料及びデータ通信料の支払義務）</p>	<p>1～5（略）</p> <p>6 契約者が、コンピュータウイルス等に感染する等して契約者の意思に反し通話、データ通信を行った場合においても、当該事象が当社の故意または重過失により生じた場合を除き、現に発生した料金等の支払いを免れることはできないものとします。</p>	<p>1～5（略）</p> <p>6 契約者が、コンピュータウイルス等に感染する等して契約者の意思に反し通話、データ通信を行った場合においても、当該事象が当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、現に発生した料金等の支払いを免れることはできないものとします。</p>
<p>第 66 条 （利用に係る契約者の義務）</p>	<p>契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) ～ (5)（略）</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8) ～ (14)（略）</p>	<p>1 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) ～ (5)（略）</p> <p><u>(6) 発信者番号の冒用・偽装等を行わないこと</u></p> <p>(7)（略）</p> <p><u>(8) 機械的発信（自動化された装置・プログラムによる連続又は反復的な発呼、番号生成・順番発呼等）又はこれに類する行為を行わないこと</u></p> <p>(9)（略）</p> <p><u>(10) 同一又は連番先番号への集中的発呼、又は特定地域・番号帯への集中発呼により通信のふくそうを生じさせる態様による通信を行わないこと</u></p> <p>(11) ～ (17)（略）</p>

<p><u>(15) 位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報であって、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に規定する位置登録制御に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること</u></p> <p>(16) ~ (17) (略)</p> <p><u>(18) 不特定多数人との通話を大量に行うことが想定される業務等の目的に利用する行為を行わないこと</u></p> <p><u>(19) 契約者が発信すること自体により収益を得る目的で利用する行為を行わないこと（契約者自身が本約款の範囲内で通常の商用行為として行う場合を除きます）</u></p> <p>(20) ~ (23) (略)</p> <p>2 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めるときは、前項第 13 号の規定に違反したものとして取り扱います。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>3 当社は、契約者が当社と契約を締結している他のサービス又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、前項の規定に相当する行為があったと当社が認めるときは、本条第 1 項第 14 号の規定に違反したものとして取り扱います。</p> <p>4 本条第 1 項第 14 号及び前 2 項の規定は、ショートメッセージ通信モードにより行う文字、</p>	<p>(削除)</p> <p>(18) ~ (19) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(20) 当社の承諾なく、専ら事業（適法・違法又は営利目的か否かを問いません。）の用に供する目的で本サービスを利用する行為を行わないこと（当該行為には、本サービスを自己又は第三者の電気通信事業の用に供すること、不特定かつ多数人への勧誘・広告・告知その他の大量通信行為など事業の用に供する態様で通信を行うこと、契約者が発信すること自体により収益を得る目的で利用する行為を行わないことを含みます。）</u></p> <p>(21) ~ (24) (略)</p> <p>2 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めるときは、前項第 16 号の規定に違反したものとして取り扱います。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>3 当社は、契約者が当社と契約を締結している他のサービス又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、前項の規定に相当する行為があったと当社が認めるときは、本条第 1 項第 17 号の規定に違反したものとして取り扱います。</p> <p>4 本条第 1 項第 17 号及び前 2 項の規定は、ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字</p>
---	---

	<p>数字及び記号等からなるメッセージの送信の送信について準用します。</p> <p>(注1) 本条第1項第14号に定める当社が別に定める方法は、本条第2項の規定によるほか、当社が別途定めてウェブサイトに掲載するところによります。</p> <p>(注2) 当社は、契約者が本条第1項第15号又は第16号の規定に違反したことにより、端末設備の利用者が受けた損害について、責任を負いません。</p>	<p>及び記号等からなるメッセージの送信の送信について準用します。</p> <p>(注1) 本条第1項第17号に定める当社が別に定める方法は、本条第2項の規定によるほか、当社が別途定めてウェブサイトに掲載するところによります。</p> <p>(注2) 当社は、契約者が本条第1項第12号又は第18号の規定に違反したことにより、端末設備の利用者が受けた損害について、責任を負いません。</p>
<p>第72条 (当社の求めによる是正等及び資料等の提出)</p>	<p>当社は、本サービスを提供するうえで必要があると判断したときは、契約者に対し、<u>契約者の住所、氏名及び生年月日を確認するための書類(有効期間内のものに限り)</u>の提出を求めることがあります。この場合、契約者は、<u>当社の指定する方法により、当該書類の提出に応じるもの</u>とします。書類の提出に応じない場合、<u>本約款第35条第1項第7号の利用停止事由</u>となります。</p>	<p>当社は、契約者に次の各号のいずれかに該当する事由がある場合、契約者に対し、<u>当該事実の是正又は解消を求めることができるもの</u>とします。当社は、契約者に各号に定める事由のいずれかに該当するおそれ又はその疑義がある場合は、<u>当該おそれ又は疑義を解消するに足るもの</u>として当社が指定する資料等の提出を求めることがあります。この場合、契約者は、<u>当社の指定する方法により、当該資料等の提出に応じるもの</u>とします。契約者が合理的な理由なく資料等の提出に応じない場合又は提出された資料等が不十分である場合は、<u>本約款第35条第1項第6号の利用停止等の事由</u>となります。</p> <p><u>(1) 申し込み時又は申し込み後を問わず、契約者が、第8条第3項各号列挙事由のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>(2) 他人の名義、住所、支払方法等を無断で使用し、又は、不実の名義、住所、支払方法等を用いている場合(合理的理由なく、契約者が当社に届出又は提出をした住所、居所、若しくは請求書等の送付先(以下「住所等」といいます。))が、他の契約者が届出又は提出をしている住所等と同一である場合、又は、契約者が届出又は提出をしている住所等について他の契約者が届出又は提出した場合を含みます。)</u></p> <p><u>(3) 契約者が、当社に提出した書類又は資料等に、不鮮明、不正確、変形、摩耗、損傷、偽造、変造等が存在している場合</u></p> <p><u>(4) 第66条に定める義務又は本約款に定める契約者の義務に違反している場合</u></p>

別表 5 (第 19 条及び第 20 条関 係)	国際電話サービス及び国際アウトローミングの 提供主体 RAKUTEN SYMPHONYSINGAPORE PTE. LTD.	(削除)
--------------------------------------	---	------